

第2次深谷市公共施設適正配置計画検討委員会設置要綱

令和4年4月4日市長決裁

(設置)

第1条 第2次深谷市公共施設適正配置計画を策定するに当たり、全市的な視点から意見及び助言を求めため、第2次深谷市公共施設適正配置計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について意見及び助言を行うものとする。

- (1) 公共施設の適正配置に関すること。
- (2) その他公共施設の在り方の検討に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、企画財政部公共施設改革推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月4日から施行する。